

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
に当たると翌
日)

(第三種郵便物認可)

(号外) 第62号

鳥取県公報

1 昭和47年10月13日 金曜日

目次

- ◇規則 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
- ◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十七号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第八十号。以下「法律第八十号」という。)の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第八十号附則第二条若しくは第五条又は同法による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第六条第六項若しくは第八条の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、昭和四十七年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十七年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第八十号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十一年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十七年十月鳥取県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。）の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 条例第三十四号第一条若しくは第二条第二項及び条例第三十六号第二条による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）第二条の規定により年額を改定

すべき恩給（次条において「改定すべき恩給」という。）で、昭和四十七年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずその年額を改定し、その改定年額を表した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十七年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 条例第三十四号及び条例第三十六号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

へき地学校

所在地	学校名	級別
八頭郡智頭町大字市瀬一九四一番地	智頭小学校板井原分校	三級
東伯郡三朝町大字中津六四一番地	東小学校中津分校	三級
東伯郡三朝町大字鉛山六番地	西小学校鉛山季節間分校	三級
東伯郡三朝町大字福山二七九番地	南小学校福山分校	三級
東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	三級
東伯郡関金町大字野添三七一番地	山守小学校野添分校	三級
東伯郡関金町大字野添三七一番地	山守小学校笹野季節間分校	三級
鳥取市河内二〇八番地	明治小学校安蔵季節間分校	二級
鳥取市奥細見四六五番地	明治小学校奥細見季節間分校	二級
八頭郡家町大字明辺五二一番地	上私都小学校明辺分校	二級

八頭郡家町大字姫路二一八番地	上私都小学校姫路分校	二級
八頭郡八東町大字清徳四一番地ノ二	八東小学校清徳季節間分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字屋敷 一三六四内第一番地	用瀬小学校板井原分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字谷口 二〇三二番地	用瀬小学校杉森分校	二級
東伯郡三朝町大字俵原三六一番地	東小学校俵原季節間分校	二級
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代分校	二級
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代季節間分校	二級
東伯郡三朝町大字下畑五七二番地	南小学校下畑季節間分校	二級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋分校	二級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋季節間分校	二級
西伯郡大山町豊房二〇五二番地	大山小学校香取分校	二級
西伯郡名和町大字加茂 一八〇三ノ五番地	名和小学校神田分校	二級
西伯郡名和町大字東坪 二四三六ノ二六番地	光徳小学校陣構分校	二級
日野郡日南町印賀一五一六番地	大宮小学校	二級
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢分校	二級
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢季節間分校	二級

西伯郡名和町大字門前 六九〇ノ六四番地	名和小学校大山農場分校	一級
西伯郡中山町羽田井一〇七一番地	上中山小学校萩原分校	一級
西伯郡中山町羽田井一〇七一番地	上中山小学校萩原李節間分校	一級
日野郡日南町河上五四三番地	日野上小学校河上分校	一級
日野郡日南町笠木三〇四番地	山上小学校	一級
日野郡日南町多里八二六番地	多里小学校	一級
日野郡日南町福塚九七四番地	福栄小学校	一級
日野郡日南町神戸上二四七三番地	石見東小学校	一級
日野郡日南町花口一二二六番地	石見東小学校花口分校	一級
日野郡日南町花口一二二六番地	石見東小学校花口季節間分校	一級
日野郡日南町中石見七九五番地	石見西小学校	一級
日野郡日南町上石見八〇〇番地	石見中学校	一級
日野郡日南町福塚九九二番地	日南中学校福栄校舎	一級
日野郡日南町笠木三〇四番地	日南中学校山上校舎	一級
日野郡日南町多里八二六番地	多里中学校	一級
日野郡日野町別所一九五番地	日野小学校小林分校	一級

日野郡江府町大字貝田五二二番地	米沢小学校貝田分校	一級
日野郡江府町大字御机四七〇番地	米沢小学校御机分校	一級
日野郡江府町大字下蚊屋一三四番地	米沢小学校下蚊屋分校	一級
日野郡江府町大字大河原三四三番地	江尾小学校大河原分校	一級
日野郡溝口町福岡二〇八六番地	二部小学校福岡分校	一級
日野郡溝口町大倉九八七番地	溝口小学校大倉分校	一級
日野郡溝口町添谷三八一番地	溝口小学校添谷分校	一級

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事

委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

船舶乗組職員の漁獲手当は、条例第十五条第五項第一号又は第二号に定める額を漁ろうに従事した職員の支給割合の総数で除して得た額にそれぞれ当該職員の支給割合を乗じて得た額とする。

第九条の八を次のように改める。

(職業訓練事業従事職員の手当)

第九条の八 職業訓練事業従事職員の手当は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- 一 職業訓練指導員が担当する実技の訓練の時間数がその者が担当する学科及び実技の訓練の時間数の二分の一に満たないとき。
 - 二 職業訓練指導員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の二分の一に満たないとき。
 - 三 次のいずれかに該当する日が月の初日から末日までの間において引き続き十六日以上あるとき。
 - イ 出張を命ぜられた日(職業訓練に従事するため出張を命ぜられた日を除く。)
 - ロ 研修を命ぜられた日
 - ハ 勤務しなかつた日(公務上負傷し、又は疾病にかかつたため休職を命ぜられ、又は勤務しないことについて任命権者の承認のあつた日を除く。)
- 第十一条第四項中「職務専念の特例条例」を「職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第七条の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。